

上山市告示第 6 5 号

令和 7 年度上山市働きやすい職場づくり奨励金交付要綱を次のように定める。

令和 7 年 4 月 1 日

上山市長 山 本 幸 靖

令和 7 年度上山市働きやすい職場づくり奨励金交付要綱

(目的)

第 1 条 この要綱は、出産や育児をしやすい雇用環境を整備することで、市内での就労及び居住の魅力を高めることにより市内定住の促進を図るため、市内企業が正社員を育児休業取得後に正社員として復職させる取組に対し、予算の範囲内で奨励金を交付することに関し、上山市補助金等の交付並びに適正化に関する規則（昭和 3 7 年規則第 1 1 号。以下「規則」という。）に定めるもののほか必要な事項を定めることを目的とする。

(奨励対象事業者)

第 2 条 奨励金交付の対象となる事業者（以下「奨励対象事業者」という。）は、次の各号に定める者とする。

- (1) 中小企業基本法（昭和 3 8 年法律第 1 5 4 号）第 2 条に規定する中小企業で、市内に本社機能を有する企業又は事業所を持つ企業であること。
- (2) 次のいずれにも該当しない中小企業の事業者
 - ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 7 7 号。以下「暴対法」という。）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - イ 暴力団員等（暴対法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員及び暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者をいう。以下同じ。）
 - ウ 役員等（法人である場合にはその役員、その支店又は営業所の代表者その他これらと同等の責任を有する者をいう。）が暴力団員等であるもの
 - エ 暴力団又は暴力団員等が経営に実質的に関与しているもの
 - オ 自己、その属する法人若しくは法人以外の団体若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用しているもの
 - カ 暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等暴力団の維持若しくは運営に協力し、又は関与しているもの
 - キ その他暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有するもの
 - ク 性風俗産業及び別表に掲げるいずれかの業種の事業を主として行う事業

者

- (3) 第5条に規定する奨励金交付申請の時点において、次のいずれかに該当していること。

ア 次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）第13条に基づく基準適合一般事業主認定を厚生労働大臣から受けていること。

イ 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号）第9条に基づく基準適合一般事業主認定を厚生労働大臣から受けていること。

ウ 「健康なまち・職場づくり宣言2020」の宣言4及び宣言5達成を目的とした健康経営優良法人認定制度における健康経営優良法人（中小規模法人部門）の認定を日本健康会議から受けていること。

エ 青少年の雇用の促進等に関する法律（昭和45年法律第98号）第15条に基づく基準適合事業主認定を厚生労働大臣から受けていること。

オ やまがたスマイル企業認定制度実施要綱に基づくやまがたスマイル企業の認定を山形県知事から認定を受けていること。

- (4) 育児休業制度を導入しており、就業規則などに記載していること。

- (5) 本市の市税等を滞納していないこと。

（奨励金の交付要件）

第3条 前条に規定する奨励対象事業者のうち、奨励金交付の対象となる要件は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 対象となる職員（以下「対象職員」という。）と雇用期間の定めがない雇用契約（パート又はアルバイトでないこと）を締結していること。

- (2) 対象職員が市内の本社又は事業所に勤務していること。

- (3) 女性の対象職員に対し6月以上の連続した育児休業を取得させた後、令和7年1月1日から12月31日までに職場に復帰していること又は男性の対象職員に対し7日以上連続した育児休業を取得させた後、令和7年1月1日から12月31日までに職場に復帰していること。

（奨励金の額）

第4条 奨励金の額は、対象1件当たり100千円とし、1事業者当たり年度ごとに200千円を交付の限度額とする。

（奨励金交付申請）

第5条 申請者が補助金の交付を受けようとするときは、令和8年3月31日までに令和7年度上山市働きやすい職場づくり奨励金交付申請書（様式第1号）に必要書類を添えて市長に申請しなければならない。

（奨励金交付決定）

第6条 市長は、前条の申請書の提出があったときは、その内容を審査し、令和7年度上山市働きやすい職場づくり奨励金交付（不交付）決定通知書（様式第2号）により

申請者に通知する。

(実績報告)

第7条 規則第14条の規定にかかわらず、第5条で定める申請書の提出をもって、規則第14条の規定による実績報告に代えるものとする。

(奨励金の額の確定通知)

第8条 規則第15条の規定にかかわらず、第6条の規定による交付決定通知をもって、規則第15条の規定による奨励金の額の確定通知に代えるものとする。

(決定の取消し及び返還)

第9条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、奨励金の交付の決定を取り消し、その旨を令和7年度上山市働きやすい職場づくり奨励金交付決定取消通知書(様式第3号)により奨励対象事業者へ通知し、期限を定めて当該奨励金の返還を求めることができる。

- (1) 奨励対象事業者が偽りその他不正の手段により奨励金の交付を受けたとき。
- (2) 奨励金の交付決定後、交付要件を満たしていない事由が生じたとき。
- (3) 奨励金の交付決定後、6月以内に奨励対象事業者の都合による解雇を行ったとき。
- (4) その他前各号に準じるものとして市長が奨励金の交付を適当でないと認めたとき。

(帳簿等の備付)

第10条 奨励金交付対象事業者は、対象事業に係る関係書類を事業終了年度の翌年度から起算して5年間保存しなければならない。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別表（第 2 条関係）

業種区分（日本標準産業分類による）	L 学術研究、専門・技術サービス業のうち、細分類 7 2 9 1 興信所
	M 宿泊業、飲食サービス業のうち小分類 7 6 6 バー、キャバレー、ナイトクラブ
	N 生活関連サービス業、娯楽業のうち細分類 7 9 9 9 他に分類されないその他の生活関連サービス業、小分類 8 0 3 競輪・競馬等の競走場、競技団、細分類 8 0 6 4 パチンコホール、細分類 8 0 9 4 芸ぎ業、細分類 8 0 9 6 娯楽に付帯するサービス業
	R サービス業（他に分類されないもの）のうち細分類 9 2 9 9 他に分類されないその他の事業サービス業、中分類 9 3 政治・経済・文化団体、中分類 9 4 宗教